資料第　2　号

文教委員会資料

【議案審査資料】　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年２月２６日）

議案番号	議案名	資料番号
議案第68号	文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	資料第1号
議案第69号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	資料第2号

【報告事項】

事項名	所管部課名	資料番号
1　「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定について	子ども家庭部子育て支援課	資料第3号
2　文京区指定文化財の追加指定について	教育推進部教育総務課	資料第4号
3　教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	〃	資料第5号
4　学校選択制度の実施に伴う令和６年度進路意向確認票の回答状況について	〃　学務課	資料第6号
5　文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について	〃	資料第7号
6　令和４年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について	〃　教育指導課	資料第8号
7　令和４年度体罰等実態把握調査について	〃	資料第9号
8　放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について	〃　児童青少年課	資料第10号 (議案第70号)
9　竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について	〃　真砂中央図書館	資料第11号

（　）は関連する議案

号

文教委員会定例資料

【　子ども家庭部所管　】

1　令和５年度保育園等入園状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・幼児保育課

【　教育推進部所管　】

2　令和６年度学校（園）給食調理業務の委託事業者について・・・学務課

3　令和５年度児童館利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・児童青少年課

4　令和５年度教育センター利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・教育センター

5　令和５年度教育センター科学教育事業実施状況・・・・・・・・・教育センター

6　令和５年度スクールカウンセラー相談活動実施状況・・・・・・教育センター

7　令和５年度スクールソーシャルワーカー活動実施状況・・・・・教育センター

8　令和５年度区立図書館行事実施状況・・・・・・・・・・・・・・・真砂中央図書館

9　令和５年度区立図書館利用状況等・・・・・・・・・・・・・・・・真砂中央図書館

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１３日
公明党　　松丸　昌史議員

２　令和６年度予算編成について

③　当初予算に計上した学校給食費が半分で済むようになるので、その分子育て支援を更に充実していってはいかがか。保護者の負担軽減という意味では、例えば、以前から会派で要望してきた塾代や習い事の補助なども考えられるが見解を伺う。

（答弁）

現在行っている塾代助成は、昨年度策定した「子どもの貧困対策計画」の計画事業として、生活に困窮する世帯における保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としております。また、生徒の学力や学習意欲の向上に寄与することを目的に、学習指導要領に基づく５教科を対象として実施しております。

そのため、現時点において、所得制限なしの助成や、対象を習い事に拡大する考えはございませんが、今後も利用者アンケートの結果等を参考に、より効果的な事業となるよう努めてまいります。

なお、都で実施している０１８サポートでは、所得制限を設けず、１８歳以下の子どもを対象に、一人当たり月額５千円を給付しております。さらに、区においても、児童手当対象外世帯及び高校生世代のいる世帯に、一人当たり月額５千円を給付しておりますので、ご活用いただけるよう今後とも周知に努めてまいります。

６　施設の脱炭素化に向けた取り組みについて

②　学校の脱炭素化について、補助金を活用して学校施設の脱炭素化を進めるべきと考えるが、区の見解を伺う。

（答弁）

現在、議員ご指摘の補助金を活用し、蛍光灯のＬＥＤ化や高効率空調機への交換、外壁の高断熱化など、環境に配慮した改修を行っているところです。

また、学校施設の改築時には、脱炭素化に向けて、屋根や外壁の高断熱化、高効率空調機や全熱交換器の導入等、ＺＥＢ基準を満たす省エネルギー性能の確保に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいります。

今後も引き続き、「学校施設整備指針」や、本年３月に改訂予定の「文京区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、適切に対応してまいります。

７　子どもの学び支援事業と保護者への支援について

①　今後、「子どもの学び支援事業」に対して特に力を入れていく内容について伺う。

②　今後、本区での「多様な学びの確保」の取り組みをどう充実させていくか、区の

見解を伺う。

③　昨年11月には「不登校と進路」というテーマで、保護者向けの講義・グループワークの場を設け、参加した保護者から評価の声があった。また、中学3年生にとっては、時期を早めてほしいとの声もあるので、改善していただきたいが区の見解を伺う。

（答弁）

「学びの居場所架け橋計画」として、令和5年4月からモデル校7校で開始した、校内別室での指導については、10月から3校を拡充し、全10校で実施しています。来年度は、2校を拡充する予定です。

さらに、スクールソーシャルワーカーについても、来年度は週1日配置する学校を全区立小・中学校に拡大してまいります。

これらにより、学校内で教職員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部人材との連携体制が一層強化されることから、「チーム学校」として、不登校児童・生徒一人一人への早期支援に力を入れてまいります。

また、メタバースを活用した取組については、NPO法人との連携により「room-K」を活用し、登校しぶりや学校・学級に馴染めない児童・生徒が、自分の状況に応じて、学習や相談ができる環境を整えております。その結果、利用者も少しずつ増えております。今後とも、学校と連携することで「room-K」の充実を図ってまいります。メタバースのさらなる活用については、国や都等の動向を注視してまいります。

なお、進路説明会につきましては、より参加しやすい時期や回数で実施してまいります。

④　保護者への更なる支援について、教育委員会だけでなく、ＮＰＯ法人や社会福祉協議会、子ども家庭部との連携による検討が必要になると考えるが、区の見解を伺う。

（答弁）

来年度から、新たに都によるフリースクール等の利用料に対する助成事業が実施される予定です。

フリースクール等に通学する児童・生徒の保護者負担の軽減につきましては、都の新たな事業を注視し、その仕組みや効果等を踏まえ、区としての支援のあり方を検討してまいります。

なお、区立小・中学校を長期欠席し、給食の提供を受けていない児童・生徒につきましては、来年度より給食食材費相当額の補助を行ってまいります。

また、スクールソーシャルワーカーが保護者から丁寧な聞き取りを行ったうえで、社会福祉協議会と連携しながら、必要な居場所や支援機関に繋げております。引き続き、保護者に寄り添った支援を行ってまいります。

8　こども未来戦略と子育て支援・子ども若者政策について

② 給食費無償化について、国立私立に通う児童生徒への対象拡大も実施することになっているが、今後の対応と取り組みについて伺う。

（答弁）

今年度中に、実施すべき業務の整理等を行うとともに、４月以降、確実に支援が行き届くよう、対象者への事業周知等を行ってまいります。

③ 育成室について、令和５年４月時点で約 100 名の待機児童を解消するために現在どのように対応し、あと待機児童は何人なのか。学年別の待機児童数も伺う。

（答弁）

育成室の退室があった際は速やかに待機者に連絡するなど、待機児童の解消に努めているところです。本年２月１日現在の待機児童数は 54 名で、内訳は１年生 46 名、２年生６名、３年生２名となっております。

④ 育成室について、まずは１年生を最優先にするべきと考えるが区の見解を伺う。そしてそのために各学年の定員を実情に合わせて設定したり、空きが出ている育成室と待機が出ているところのマッチングや移動支援などあらゆる改善策をスピード感を持って進めていく必要があると思うが、区の見解を伺う。

（答弁）

現在、前年度の通室が６割以上あった児童については、翌年度も原則通室できる制度としております。この制度は、専門指導員のもと、在籍児童が育成室で安定した生活を継続的に過ごすことで、児童の成長に寄与することを目的としております。入室条件につきましては、今後もよりよい制度となるよう、他区の事例等も参考に研究してまいります。

なお、本年４月に多くの待機児童が見込まれる地区がある場合は、利用ニーズを把握した上で、タクシーを活用した送迎を実施するなど、待機児童の早期解消に努めてまいります。

⑤イ 本区の年少人口はしばらく増加するという特殊な傾向がある中で、教室不足や不登校対策など多様な育ちを支える体制整備も課題である。本区特有の優先的課題と対応策について見解を伺う。

（答弁）

本区における年少人口は、今後も上昇を続けていくものと捉えております。そのため、小学校の教室対策や、増加傾向にある不登校児童・生徒への支援強化は喫緊の課題と考えております。

これまでも年少人口の動態や児童数を注視し、周辺のマンション建設等の動向も加味しながら、必要となる学級数の推計を行い、その結果をもとに、教室対策の検討を行ってまいりました。

一方で、学区域ごとに今後出生する子どもの人口を予測することは難しいことから、常に人口動態を注視し、将来増教室が必要と判断された際には、早期に、教室数に余裕をもった増築等に取り組んでまいりました。今後とも、児童数の動向を注視し、適切に対応してまいります。

また、先程、ご答弁申し上げたことに加え、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部人材の確保・育成や、外部機関との連携体制の強化などを通じて、不登校児童・生徒一人一人に寄り添った着実な支援に取り組んでまいります。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１３日
維新文京　　高山　かずひろ議員

3　いじめ発生時における対策といじめ加害者への指導等について

①　学校側に判断の比重を掛けず、他の子育て機関や、司法機関との連携を行ない、担任の先生は引き続き、クラス児童生徒への教育と、生活指導に集中できるようにする。

また、いじめは犯罪行為であると言う認識を、わかりやすく事案にして作成し、加害者児童生徒へは、出席停止という措置が行えること、周りの大人は、いじめに気づいたら学校だけではなく、警察にも通報すれば対応してくれるという意識づけを、改めて保護者等へ周知する必要があると考える。区として、今後どのように対応を行なっていくのか、改めて見解を伺う。

（答弁）

いじめは人権侵害であり、絶対に許さないという毅然とした態度で、学校、教育委員会、関係機関が対応していくことが求められます。そのため、毎年、「文京区いじめ対策協議会」を開催しており、本年は１月２５日に、東京法務局人権擁護部、都児童相談センター、少年センター、区内４つの警察署、子ども家庭支援センターの方々などにご参加いただき、いじめ対応に係る連携の強化を確認したところです。

また、各区立小・中学校では、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載しております。加えて、警察への相談・通報や、出席停止の措置などを含め、いじめの対応について、保護者会等で周知しており、その徹底を図ってまいります。

教育委員会としましても、学校を通していじめの実態把握に努め、その対応について、協議・助言しております。さらに、重大事態が発生した場合には、区長への報告、警察への連絡・相談、具体的な事案に即した解決策の検討など、事態の解決に向け学校とともに対応しております。

加害児童・生徒には、行った行為に対して毅然と指導しつつも、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解できるよう粘り強く指導することが大切となります。

そのため、出席停止の措置を講じる必要がある場合には、学校、関係機関と連携を図りながら、当該児童・生徒の状況や保護者の監護等を考慮したうえで、適切に判断し、対応してまいります。

4　小中学生向け起業家教育プログラムの導入について

①　令和５年度では、都内で希望する小学校、および中学校のあわせて 30 校を、派

遣先として募集を行なっているが、導入の意向など、区としての見解を伺う。

（答弁）

本プログラムで育成することを目指している「目標に向かって進む力」や、「自分の力でやり切る力」などは、これからの社会を生き抜く子どもたちにとって必要な力と認識しております。

現在、学校では、これらの力を育むため、都や様々な関係機関と連携し、ゲストティーチャーを招いており、教科の学習をはじめ、学校行事などで、体験的な活動や、課題解決学習の充実を図っております。本プログラムへの応募については、現在、各学校で実施している取組とのバランスを考慮した上で、検討してまいります。

6　中学校入学準備に掛かる学用品購入費の保護者負担について

①　先ずは標準服の指定をやめて自由化とする事や、ジェンダーレスに対応した区内統一デザインにするなど、購入費用を抑える工夫を行うべきと考え、伺う。

②　卒業するご家庭から、不要となった制服を集めるＰＴＡ活動等があるが、まったく足りていない。ある一定期間、シビックセンターや地域センターなどに回収ＢＯＸを設置して、クリーニング費用を区が負担し、サスティナブルに配慮した、リサイクルの再販制度の仕組みを作って保護者へ広く周知するなど「制服の取り扱いについては、各学校に判断を任せている」と、従来の姿勢を踏襲するのではなく、行政として新たな対応を行なっていく必要があると考えるが、区の考えを伺う。

（答弁）

国が公表している資料では、制服の方が経済的であるとの事例も示されており、一概に、私服を含めた制服の自由化が経済的とは言えないものと考えております。

また、他自治体において、標準服のデザインを統一することなどにより、価格を抑える動きがあることは承知しておりますが、標準服の見直しは、学校生活に大きな影響を与えることから、その在り方については、生徒や保護者等の学校関係者で十分に検討することが必要と考えております。

加えて、生徒会活動などを通して、標準服について生徒が自主的・主体的に話し合い、考えることは、自らの学校生活の充実・向上に向け、協力し合う良い機会となり、教育的効果も大きいと捉えています。

なお、行政として回収ＢＯＸを設置することにつきましては、各学校のＰＴＡによる取組や、標準服のデザインの変更等の状況を勘案し、どのような対応が適切か、各学校の関係者と協議してまいります。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１３日
根っこの会　　ほかり　吉紀議員

1　区立学校をハブとした地域活性について

①　区立学校が地域のイベントやお祭りなどの拠点や担い手となるよう、地域の町会自治会と積極的に連携していくことを提案し、伺う。

（答弁）

新型コロナウイルス感染症の流行を機に、担い手の高齢化等もあいまって、区立学校において開催していた、地域のイベントやお祭りなどの実施が難しくなっていることについては、認識しております。

町会・自治会の担い手不足の解消を図るため、ＰＴＡ等の地域活動団体と連携して事業を実施する場合に活用できる「地域コミュニティ活性化支援補助事業」を、「地域学校協働本部」や「青少年委員」、「ＰＴＡ」等、学校を核として活動されている方々に周知し、地域の町会・自治会と学校が積極的に連携できるよう促してまいります。

3　育成室待機児童解消加速化プランについて

①　「育成室待機児童解消加速化プラン」の現状の成果と、今後の計画、待機児童の送迎の提案に関する区の考えを伺う。

（答弁）

育成室の整備が可能な物件を不動産事業者等に広く募集するとともに、小規模賃貸物件を含めた民間テナントを積極的に活用することなどにより、本年４月開設に向け、新たに育成室を 10 室整備することができました。

区内の年少人口の増加や入室希望者の地域偏在もありますが、今回の育成室整備で計 360 人分の定員を確保したことにより、一定の待機児童解消を見込んでいるところです。

今後も本プランのもと、必要性が高い地域にスピード感を持って育成室を整備することにより、待機児童の早期解消に努めてまいります。

なお、本年４月に多くの待機児童が見込まれる地区がある場合は、利用ニーズを把握した上で、タクシーを活用した送迎を実施するなど、待機児童の早期解消に努めてまいります。

②　「放課後全児童向け事業（アクティ　）」のさらなる事業拡充を求め、伺う。

③　アクティについて、将来的には全 20 校で 9 時から 18 時 30 分までの受け入れが可能になるよう、進めていただくことを求め、伺う。

（答弁）

学校休業日に、午前９時から事業を開始する学校は、本年４月より 13 校に増える予定です。

また、終了時間を 18 時 30 分まで延長することについては、利用実態や利用者のニーズ等を踏まえ、順次拡大していく予定です。

今後も放課後全児童向け事業が、児童の安全・安心な居場所となり、さらには子育て家庭のサポートとなるよう、事業の充実に努めてまいります。

4　区立小学校中学校の建て替えについて

①　改築中に一部専門教室を一般教室に転用しなければいけない状況に陥る等、こうした事態を防ぐためにも、今後の建て替えに関しては、教室数に余裕を持たせた計画を立てるべきであるが、伺う。

②　「予算をかけて教室数を多く見積もり、もし教室が余ってしまえば税金の無駄遣いだ」という意見もあるかもしれない。しかし、区立の学校であれば余った教室は他の目的に速やかに利活用が可能である。例えば先ほどの質問で申し上げた、「学校を地域コミュニティの中心地としたまちづくり」のためのスペースとしてはもちろん、待機児童の問題で申し上げた育成室としても活用ができるはずである。 区の考えを伺う。

（答弁）

学校改築にあたっては、年少人口の動態や周辺のマンション建設等の動向を踏まえ、必要となる学級数を推計したうえで、予め教室数に余裕を持った設計としております。

しかし、令和３年４月の法改正で３５人学級が順次導入されるなど、設計時に想定していなかった要件により想定以上の教室数が必要となりました。

議員ご指摘のとおり、本区では今後も年少人口の増加が想定される一方、将来的な人口減少社会の影響も見据える必要があります。そのため、今後、改築を予定している学校につきましては、より柔軟に児童数の増減に対応できるよう、設計を行ってまいります。加えて、地域に開かれたコミュニティスペースの場としても機能するよう設計してまいります。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１４日
自民党　　名取　顕一議員

6　育成室の待機児童の解消について

①　区では、育成室の待機児童を解消するためのプランを公表し、本年４月から育成室を新たに 10 か所、都型学童クラブを１か所開設することが決定したと聞いた。これだけの成果は、具体的にどのようにして実現できたのか、また、この整備でどの程度の解消を見込んでいるのか、今後の育成室整備についての展開も含め、伺う。

（答弁）

これまでは公有地を中心に育成室の整備を進めてまいりましたが、この手法に加え、育成室の整備が可能な物件を不動産事業者等に広く募集しました。また、小規模賃貸物件を含めた民間テナントを積極的に活用しました。その結果、本年４月開設に向け、新たに育成室を 10 室整備することができました。

区内の年少人口の増加や入室希望者の地域偏在もありますが、今回の育成室整備で計 360 人分の定員を確保したことにより、一定の待機児童解消を見込んでいるところです。

今後も本プランのもと、必要性の高い地域にスピード感を持って育成室を整備することにより、待機児童の早期解消に努めてまいります。

②　新設はすべて民間事業者が運営するとのことだが、子どもたちが放課後を安心して過ごせるよう、学童の質についてもしっかり確保すべきであると切に願うが、その対策について伺う。

（答弁）

公設民営育成室については、これまでも区職員による巡回指導を行ってまいりました。また、運営事業者と定期的に協議の場を持つことなどにより、保育の質の確保に努めてまいりました。

今後は、育成室待機児童解消加速化プランのもと、多くの育成室を開設していくことから、地区館長を地区内の児童館・育成室の統括業務に専念するエリアマネージャーとして配置してまいります。また、巡回指導を担う区職員の増員等を進めることで、保育の質の向上に努めてまいります。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１４日
日本共産党　　小林　れい子議員

６　学校改築について

① 小日向台町小学校に近接した「茗荷谷研修所」を改修し、小日向台町幼稚園・児童館・育成室の仮園舎等として活用する方針が示されたが、これによりどれくらい工期短縮できるのか伺う。

② 仮園舎としてではなく本格的に移転させるために、茗荷谷研修所の土地を購入する交渉をすべきと考えるが、伺う。

③ 仮校舎用地確保のために引き続き区として尽力し、併せて国有地の暫定利用も視野に入れた検討も行うよう求めるが、見解を伺う。

④ 「第一種低層住居専用地域」「高さの限度は10m」の条件で、地域の方々の理解は得られるような設計は可能か伺う。

（答弁）

幼稚園、児童館及び育成室を茗荷谷研修所に一時移転することにより、これらの代替施設を学校敷地内に建設する必要がなくなります。そのため、一定程度の工期短縮につながると考えております。具体的な工期については、設計業務の中で検討を進めてまいります。

当該建物につきましては、所有者の意向により、定期建物賃貸借契約を締結する予定であり、土地建物の購入は考えておりません。

なお、小日向二丁目国有地につきましては、特別養護老人ホーム、地域密着型サービスと育成室を複合した施設とすることとしております。

建築基準法等の法令を始め、様々な条例や要綱への適合、建物の防火や避難等の安全面の確保など、対応が必要なことから、現在計画している特養等の面積を確保したうえで、仮設校舎の建設に必要となる面積を確保することは難しいと考えております。

小日向台町小学校等の設計に当たっては、学校所在地における建築基準法等の諸条件の制約の中で、できうる限り敷地を有効活用し、多様な学習内容、学習形態に対応できる学校施設としてまいります。

また、地域への開放や避難所機能の強化等、地域福祉の向上にも資する施設となるよう、検討を進めてまいります。

⑥ 早い時期から仮校舎用地の確保を積極的に模索し、住民の方々との合意を図る話し合いを重ねるべきだが、見解を伺う。

（答弁）

学校改築の際には、これまでも改築基本構想検討委員会を開催し、ＰＴＡ・近隣町会等、様々な関係者に参画していただき、公開の場にて改築の方向性を検討してまいりました。

今後とも、地域の特色を活かした学校づくりとなるよう、広く意見を集約する方法等について、更に検討してまいります。

なお、現在、区内には仮設校舎を建設できる適地はありませんが、適地が見つかった場合には、活用の可能性について、様々な角度から調査を行ってまいります。

7　教材費無償化について

①　教材費の無償化は、文京区ではいくらあれば実現できるか伺う。

②　都や国が全額負担するように求めるべきだが、見解を伺う。

（答弁）

区では、小・中学校に在籍する児童・生徒に対する給食費の支援や、児童手当の対象外となっている子育て世帯、並びに高校生世代に対する区独自の給付金の支給等、様々な子育て支援メニューを用意し、広く支援を行っているところです。

こうしたことから、教材費の無償化については予定しておりませんが、子育て世帯への支援全体の枠組の中で検討すべき課題と認識しております。

なお、現時点において、実施の予定はないことから、無償化にかかる経費の試算は行っておりません。

また、義務教育段階における学校給食の無償化については、国の財政負担による恒久的な制度として早期に実現するよう、すでに特別区教育長会から要望を行っております。

8　竹早公園・小石川図書館の一体的整備について

①　区民の声に基づき、区民の理解を得ながら計画を策定していくことを求めるが、見解を伺う。

（答弁）

これまでも、アンケートやワークショップなどを通じて、竹早公園やテニスコート、小石川図書館の利用者や、地域の声を丁寧に伺い、限られたスペースの中で、導入する機能やサービスについて検討してまいりました。

引き続き、多様な人々が交流し、賑わいのあるコミュニティの場となるよう、施設利用者や地域の声を伺い、一体的整備の基本計画をまとめてまいります。

②　竹早公園、図書館とテニスコートの管理を一つの指定管理者に任せるつもりか、見解を伺う。

③　今回の整備をきっかけに、小石川図書館の指定管理は直営に戻し、真砂図書館と並ぶ本館機能を持たせたうえ、公園やテニスコートも合わせた管理運営および区民サービスを充実させるべきだが、見解を伺う。

（答弁）

一体的整備では、現在点在している建物の集約や複合化により、効率的な施設整備を行うこととしております。また、テニスコートと図書館の機能更新に加え、共有部分を介した各施設の機能連携を図ることで、一体的整備のコンセプトである、「多様な人が交流する賑わいのある空間の創出」を目指してまいります。

管理運営につきましては、一体的整備の効果を最大限に発揮できるよう、民間事業者のノウハウを生かした、指定管理者による敷地全体の一体的な管理運営体制が望ましいと考えております。

なお、小石川図書館は、指定管理者制度により、民間事業者のノウハウと司書の専門性等を生かした創意工夫がなされ、適切に運営されていることから、区直営とする考えはございません。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１４日
AGORA　　品田　ひでこ議員

２　令和６年度予算について

③　教育については「学校給食費の無償化」に引き続き、安心して教育が受けられるよう「教材費の無償化」を強く要望しご検討を頂きたいと考えるがいかがか、伺う。

（答弁）

区では、小・中学校に在籍する児童・生徒に対する給食費の支援や、児童手当の対象外となっている子育て世帯、並びに高校生世代に対する区独自の給付金の支給等、様々な子育て支援メニューを用意し、広く支援を行っているところです。

こうしたことから、教材費の無償化については予定しておりませんが、子育て世帯への支援全体の枠組の中で検討すべき課題と認識しております。

４　「学びの居場所架け橋事業」における教育環境の整備について

①　通学する子どもの人数に応じて指導員を毎日十分に配置することを求め、伺う。

（答弁）

本事業では、子どもの心を受け止め、寄り添える指導員を配置することを大切にしています。また、子どもの心の安定のためには、同一の指導員が関わることが好ましいと考えております。

これらの条件を加味した上で、指導員の採用を行っており、ご本人の就労可能な時間も考慮し、現在の就労時間となっております。

一方、利用する児童・生徒の増加や指導員の病気等による欠員への対応等についても配慮する必要があります。そのため、来年度は指導員のうち１名について、特定の学校に配置せず、こうした課題への対応を含め、子どもの状況にあわせ臨機応変に運用できる体制を整えてまいります。

②　各学校に固定の教室を必ず用意することを求め、伺う。

（答弁）

可能な限り固定の教室を確保するよう努めておりますが、学校の施設条件から固定の教室を確保することが困難な場合には、別室の運用方法や教室環境の工夫により、子ども達への適切な支援に努めております。

なお、学校全体の運用を工夫することで、本年度途中から固定の教室を確保できた学校もあることから、引き続き、児童・生徒が落着いて過ごせる環境の確保に努めてまいります。

③　夏休み等に学びたいと望む子どもの気持ちに応えることを求め、伺う。

（答弁）

夏休み等の長期休業中については、学校の授業がないことから別室での指導は行っておりませんが、不登校の子どもは様々な状況にあることから、各学校の実態も踏まえたうえで、別室支援の在り方について研究してまいります。

5　「ふれあい教室」の課題と改善について

①　現在、小学校3年生以上が対象ですが、登校しぶりの小学1・2年生まで直ちに引き下げることは難しいとの区の見解ですが、早期に対象を引き下げていただくよう求め、伺う。

（答弁）

小学校低学年の不登校児童が増えており、その対策が課題であると認識しております。ふれあい教室における小学校1・2年生の受け入れにあたっては、児童の成長や特性等をより丁寧に分析した上での対応が求められます。そのため、個々人の状況を丁寧に見る必要があります。

小学校1・2年生の登校しぶりや不登校の児童については、学校と連携しながらスクールカウンセラーや家庭と子供の支援員などを活用し、支援に努めてまいります。

②　「ふれあい教室」を教育センターだけではなく、例えば今度大塚にできる「青少年プラザ」に新設するなど2拠点体制にして拡充すべきと考えるがいかがか、伺う。

（答弁）

場所の確保等や職員の採用・育成などの点から、現時点において、新たな教室の開設は難しい状況です。そのため、令和5年12月から、公共交通機関を使うことが困難な場合、中学生については学校長の確認のもと、自転車での通室を可能としております。なお、小学生の自転車での通室については、中学生の利用状況や安全性などを踏まえたうえで、実施の可能性について検討してまいります。

③　学校給食の無償化が始まっているので、「ふれあい教室」でも「給食の日を週に何日か設けて、子どもたちが通園する楽しみを増やすことを提案し、伺う。

（答弁）

ふれあい教室における活動の充実に向け、調理実習など食を楽しめる行事の実施について検討してまいります。

なお、区立小・中学校を長期欠席し、給食の提供を受けていない児童・生徒につきましては、来年度より給食食材費相当額の補助を行ってまいります。

6　「フリースクール」について

①　自分に合った通いの居場所として「フリースクール等」に通っている児童生徒

（小・中学生）の孤立を防ぎ、学びの格差を生じさせないことを目的に、文京区として、フリースクール等の利用状況を把握し、相談機能を強化するとともに、都事業では賄えない保護者負担を軽減するために、「調査事業」を行って「調査協力金」を創設することを提案し、伺う。

（答弁）

フリースクール等に通っている、不登校の児童・生徒の状況を把握し、スクールソーシャルワーカー等による相談対応に努めております。

また、来年度から、新たに都によるフリースクール等の利用料に対する助成事業が実施される予定です。

フリースクール等に通学する児童・生徒の保護者負担の軽減につきましては、都の新たな事業を注視し、その仕組みや効果等を踏まえ、区としての支援のあり方を検討してまいります。

9　大塚地域活動センター跡地の「青少年プラザ」建設について

①　ゼロエネルギー仕様にし、子どもたちが環境問題を学べる建物にすることを考慮していただきたく、伺う。

②　運営や事業展開は、特に中高生の意見要望を充分反映することを考慮していただきたく、伺う。

（答弁）

本年３月に改定予定の「文京区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後進めていく新たな施設の基本設計・実施設計の中で、ＺＥＢ基準を満たす省エネルギー性能の確保に努め、脱炭素化の実現に向けた検討を行ってまいります。

また、実際に利用する中高生との対話やアンケート等を通じて、意見を積極的に取り入れることにより、中高生の自主的な活動を応援する施設となるよう、開設準備を進めてまいります。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１５日
自民党　　浅川　のぼる議員

１　旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用事業

⑩　湯島幼稚園移転後の区立認定こども園の名称についても、どのように名称を決定するのか、伺う。

（答弁）

現在、令和７年４月の幼稚園型認定こども園開設に向け、条例の制定、認定こども園法に基づく認定申請及び、学校教育法に基づく位置等の変更の届出準備を進めております。

今後、これらの手続きのなかで、認定こども園の名称についても確定していくことになりますので、地域や保護者、園などの意見を伺いながら整理してまいります。

３　児童・生徒への不登校支援の在り方といじめ防止対策

①　重大事態のいじめを見逃さないようにするため、本区では、どのように対応しているのか、伺う。

（答弁）

学校では児童・生徒に寄り添い、丁寧に声を聞き取るように努めております。

また、軽微ないじめも見逃すことがないよう、各学校は教育委員会に、毎月、いじめに関する情報を報告しており、教育委員会では適宜助言等を行っております。

さらに、学校を含む、子どもにかかわる関係機関が情報交換や情報共有をし、連携を密に行い、いじめの早期発見に努めております。

引き続き、全教職員がいじめや不登校等についての理解を深めるとともに、児童・生徒に寄り添った指導を行い、いじめを見逃すことがないよう努めてまいります。

②　学びの居場所架け橋計画やその他の不登校支援に関する施策について、これまでの成果と課題について伺う。

（答弁）

「学びの居場所架け橋計画」として、令和５年４月からモデル校７校で開始した、校内別室での指導については、10 月から３校拡充し、全 10 校で実施しています。２学期末現在、合計 79 名の児童・生徒が利用しております。

また、NPO と連携したオンラインシステムによる支援については、２学期末現在、６名が利用しています。

この他にも、本年度から、スクールソーシャルワーカーを増員し、週１日の配置

を区立小・中学校 20 校まで拡充し、学校における児童・生徒への支援を強化しております。

さらに、教育センターでは、保護者の支援として、ふれあい教室の保護者会において、不登校を経験した方の体験談を聞く機会を設けました。そのほかにも、総合相談室を利用中の保護者を対象とした「不登校・登校しぶりを考える保護者の集い」を開催しました。あわせて、現在教育センターを利用していない方も対象にした進路説明会を開催しております。

一方、課題としては、不登校の背景は児童・生徒によって異なり、多様化していることから、一人一人に相応しい支援を行うとともに、保護者への支援を手厚くすることが求められています。

このため、来年度は、子どもの学び支援事業として、学びの居場所架け橋事業の対象を２校拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーの全区立小・中学校への週１日の配置を進めてまいります。加えて、進路説明会をより参加しやすい時期や回数で実施してまいります。

③ 本区においては、多彩な分野の専門スタッフによる的確な支援を、どのように行っているのか、伺う。

（答弁）

スクールカウンセラーの全校配置や、スクールソーシャルワーカーの増員及び配置校の追加を行い、不登校対応に関する校内委員会において、教員との情報共有を進めております。また、必要なアセスメントや手立ての検討など、多職種で連携しながら支援に努めております。

ふれあい教室においては、教員免許を持っている専門指導員、心理カウンセラー、心理学を学んでいる大学生及び大学院生が、学習指導や体験活動、相談などの日常的な関わりを通して児童・生徒の支援を行っています。加えて、民間フリースクールとの連携により、ソーシャルスキルトレーニングや職業体験を実施するなど、多彩な知識・経験のある職員等による支援を行っております。

④ 区の小・中学校における児童・生徒のいじめ防止対策に関する施策について、これまでの成果と課題を伺う。

（答弁）

「文京区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、早期発見に向けたアンケートの実施や、スクールカウンセラーを活用した相談を行っております。

また、教職員の組織対応を向上させるため、学校いじめ対策委員会を設置するとともに、教職員の研修を実施しております。

さらに、弁護士等による「いじめ防止授業」の実施や、「いのちと人権を考える月間」の中で、子どもたちが自尊感情や自己肯定感を高め、自分や他者の命や人権を大切にしようとする態度を育んでいます。

成果としましては、アンケートや教育相談の充実などによる見取りを細かく行うことで、学校の積極的ないじめ認知につながっていることなどがあげられます。

課題としては、いじめの態様が複雑化し、解決するまで時間を要することがあります。引き続き、丁寧な対応に努め、解決に向け、学校と教育委員会、関係機関が連携してまいります。

⑤　文科省の不登校・いじめ緊急対策パッケージを見据えて、今後どのように施策を展開していくのか、その詳細についても伺う。

（答弁）

国から示された不登校・いじめ緊急対策パッケージの内容も踏まえ、不登校やいじめ等の未然防止や早期発見のため、様々な専門家・専門機関との協力のもと、児童・生徒との関わりを強化してまいります。

そのため、スクールカウンセラーの全校週3日の配置に加え、先程、ご答弁申し上げた通り、来年度からはスクールソーシャルワーカーを全区立小・中学校に週1日配置することにより、いじめ・不登校を生まない教育環境を整えてまいります。

6　青少年の社会参加推進と地域の後継者育成

①　こどもまつりに参加したボランティアや b-lab に参加する中高生の皆さんの中から、地域の担い手が育っていると実感しているのか、伺う。

（答弁）

これまでも青少年の主体的な社会参加につながるよう、地域団体の活動を支援してまいりました。

昨年11月に実施した「文の京こどもまつり」に、約70名の高校生が参加し、地域の大人たちと交流したことは、地域の担い手としての第一歩に繋がったものと考えております。

また、青少年プラザ b-lab を利用する中高生が地域のイベントに今年度10回参画するなど、地域活動に興味を持つ中高生が増えており、中高生が地域の担い手として成長していることを実感しております。

今後もこうした取組を継続して支援することにより、青少年の健全育成に努めてまいります。

令和６年２月定例議会一般質問　教育長答弁

令和６年２月１５日
AGORA　　沢田　けいじ議員

1　一般質問の意義と目的について

①イ　区民にとってよりよい政策を提案し、党派や会派を超えて議会で議論するため、教育長にはできるだけ具体的な答弁をお願いしたいと思うが、考えを伺う。

（答弁）

教育委員会では、区議会から教育施策に対する様々なご意見等をいただき、それらを活かしながら、教育行政を進めてまいりました。

これまでも、本会議においては区民にわかりやすい答弁を行うよう心がけてきました。また、答弁に対する更なる見解や認識については、委員会で議論を深めることにより、様々な教育課題の解決に努めてまいりました。

今後とも、相互の信頼関係の下、議会での議論を重ね、より一層、教育の充実を図ってまいります。

3　防災・危機管理について

⑩　能登地震では、避難所での授業再開ができない中学校で集団避難を行ったケースや、別の学校を借りて分散登校を行ったケースがあったが、学校再開不能時の対応はどのように計画しているか、伺う。

（答弁）

次期地域防災計画(案)では、長期間学校が使用できない場合には、他の公共施設等の確保を図り、早急な授業の再開に努めることとしています。

また、幼児・児童・生徒が疎開した場合においては、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先への訪問などにより指導を行うよう努めることも盛り込んでおります。

区外への避難等が必要な場合については、受入れ先の確保が必要となりますので、適切に支援の要請ができるよう、区長部局と連携してまいります。

5　子育て・教育について

①　「子育て世帯の呼び込み」という区政方針の結果、校庭が減らされ、当事者の子どもたちにしわ寄せがいくケースが続いているがどう考えるか、伺う。

（答弁）

現在、児童数の増加及び義務教育標準法の改正に伴う学級編制への対応を、最優先で進めております。

都心にある本区においては、学校敷地として活用できる土地が限られており、その

限られた土地を有効に活用し、学校施設を整備していくことが求められます。
一方で、子どもたちが体を動かす環境も大切なことから、増築校舎の配置や規模を工夫することや、近隣の区有施設等を活用することで、影響を極力抑えつつ必要な諸室が確保できるよう対応しているところです。
子どもたちにとって良好な学習環境となるよう努めるとともに、児童数の推移を見ながら、必要とされる対策を適切にとってまいります。

② 増えた税収を有効活用して、区内全体で公共施設の集約化・複合化を進め、教室数を確保すべきと思うが、伺う。

（答弁）

区では、相乗効果が見込める場合については、公共施設全体の効率化の観点から、更新の時期等を捉えて集約化・複合化や多機能化を検討しております。また、区民サービスの質を維持しながら区が保有している施設全体の適正化を目指しております。

教育委員会では、これらの機会を捉え、教室確保の可能性について、関連所管と協議してまいります。

③ 一部の小学校区では、不動産マーケティングに煽られた子育て世帯が「流入」を加速し、状況を悪化させている問題もあるがどう考えるか、伺う。

（答弁）

転入により児童数が増加傾向にある学校もありますが、設備や敷地を最大限に活用することで、学習環境を整えております。また、近隣の区有施設等の活用や、その学校の環境にあわせ、指導内容を工夫することにより、必要とされる教育効果が得られるよう、努めております。

④ 当事者である子育て世帯の住民と問題意識を共有し、あるべき学校や地域の将来像と対策を協議する機会をつくるべきと思うが、伺う。

（答弁）

学校と地域・保護者等との信頼関係を深めるとともに、相互に教育力を高め、子どもたちの豊かな学びと育ちの環境づくりを行うことを目的として、平成 23 年 4 月から「学校運営協議会」を導入しております。

保護者、地域住民、校長、学識経験者等からなる「学校運営協議会」の活動を通して、より「開かれた学校づくり、特色ある学校づくり」を進めてまいります。

⑤ 学校施設の改築にあたっては、学校は高層化できないという発想をやめ、地区計画で高さ制限を変更することで、今後の児童数や必要教室数の増加に対応できる、余裕のある校舎を建築してはいかがか、伺う。

（答弁）

第１種低層住居専用地域にある小日向台町小学校、誠之小学校は、用途地域指定の中で高さ 10mの規制が定められております。この規制に関しては、建築基準法第 55 条に基づき、良好な住環境を害する恐れがないと認められるものについては高さの緩和が可能とされています。
その他の区立学校敷地については、絶対高さ制限を定める高度地区により高さ制限が定められていますが、教育施設については、一定の基準に適合するものは高さを緩和することが可能となっております。

一方で、学校施設整備指針では、小学校は３階以下、中学校は４階以下の建物として計画することが望ましいとされています。また、やむを得ずそれ以上の階となる校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤に、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要とされています。

学校施設を設計するに当たっては、その所在地におけるこれらの諸条件の制約の中で、できうる限り敷地を有効活用し、多様な学習内容、学習形態に対応できるよう工夫してまいります。また、地域への開放や避難所機能の強化等、地域福祉の向上にも資する施設となるよう、検討を進めてまいります。

⑥　各学年に少人数学習室１室の余剰をつくっておけば、想定外の人口増加にも対応できるのではないか、伺う。

（答弁）

学校改築にあたっては、年少人口の動態や周辺のマンション建設等の動向を踏まえ、必要となる学級数を推計したうえで、予め教室数に余裕を持った設計としております。しかし、令和３年４月の法改正で３５人学級が順次導入されるなど、設計時に想定していなかった要件により、一部の学校では想定以上の教室数が必要となりました。

本区では今後も年少人口の増加が想定される一方、将来的な人口減少社会の影響も見据える必要があることから、今後、改築を予定している学校については、より柔軟に児童数の増減に対応できる設計としてまいります。

⑦　地区計画の策定には住民の合意が必要のため、学校・地域関係者による「改築基本構想検討委員会」ではなく、子どもや若者を含む、すべての地域住民に開かれた「まちづくり協議会」を設置して検討してはいかがか。改築基本構想検討委員会のメンバーであるPTAや町会は任意加入団体であって、保護者や地域の代表ではなく、PTAや町会に参加していなくても区民は区民のため、そのほうが「協働・協治」の理念に基づいて、区民の「知る権利」と「参加する権利」を保障できると考えるがいかがか、伺う。

（答弁）

地域の特性に応じた学校施設の整備を進めるためには、広く学校運営に関係のあ

る方に参加していただく必要があります。在籍児童等の健全な成長を図ることを目的とした組織であるＰＴＡや、住民がともに助け合い、住みよい社会の維持・形成を目的に作られた町会の代表者から意見をいただくことは重要と考えております。そのため、改築にあたっては「改築基本構想検討委員会」を設置し、ご意見を頂いてまいりました。

なお、今後の学校改築にあたっては、より地域の特色を活かした学校となるよう、検討委員会の委員構成や、広く意見を集約する方法についても検討してまいります。

⑧ 学校の問題の責任を教員任せにせず、学校・地域・区教委・区が協力して「不登校・いじめ対策チーム」をつくって対応してはいかがか、伺う。

（答弁）

不登校・いじめについては、学校だけの問題とはせず、学校・地域・教育委員会・区長部局が連携・協力して対応しております。

具体的には、不登校については、教育センターの専門職を含んだ「不登校対応チーム」などにより支援を行っております。

また、いじめについては、区立小・中学校では、いじめの態様に応じ、外部の専門家や児童委員等と連携して「いじめ問題対策サポートチーム」を設置しております。

さらに、子ども家庭支援センターにおいても、子ども応援サポート室などを実施し、子どもの支援を行っております。

⑨ 専門能力スタッフのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実し、スタッフと教員の研修により相互理解と協力を促進することで、子どもを育てる重責を担っている親と先生をチームで支えてはいかがか、伺う。

（答弁）

本事業では、子どもの心を受け止め、寄り添える指導員を配置することを大切にしています。また、子どもの心の安定のためには、同一の指導員が関わることが好ましいと考えております。

これらの条件を加味した上で、一人ひとりの資質を見極め、丁寧に採用を行っているため、指導員の質を優先した場合、直ぐに全校に配置することは難しいと考えています。今後とも、必要性の高い学校から順次、段階的に配置校を拡大してまいります。

なお、別室の配置場所につきましては、各学校の施設状況を踏まえ、児童・生徒にとってより過ごしやすい場所となるよう努めてまいります。

次に、チームでの支援についてのお尋ねですが、現在のスクールカウンセラーの全校週３日の配置に加え、来年度からはスクールソーシャルワーカーを増員し、全区立小・中学校に週１日配置することにより、早期に気になる子どもの様子を教員と共有し、「チーム学校」として個々に必要な支援を行ってまいります。

⑩　コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の枠組みを活用して地域関係者の支援を広く募ることで、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換も促せると思うがいかがか、伺う。

（答弁）

コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会の委員が、学校の教育方針や、運営体制について、保護者や地域の視点から意見を述べ、学校はそれらの意見を参考としながら、より良い学校運営に生かしております。

また、地域学校協働本部では、学校の教育目標を共有しながら、授業、学校行事の補助など、様々な場面で学校を支援しております。

両組織が、一体となり学校を支えていくことで、「地域とともにある学校」の実現に努めてまいります。

⑪　不登校やいじめの早期発見のため、１人１台端末を活用して児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOSをチェックできる体制をつくってはいかがか、伺う。

（答弁）

各学校では、一人一人に対する丁寧な観察や面談、アンケート調査の実施等を通じて、 気になる様子や、いじめ、不登校につながる状況がないか確認し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に取り組んでおります。

また、悩みや不安に合わせた相談先につながるサイトのリンクを、１人１台端末に導入し、相談できる環境を整え、不調の早期把握に努めております。

引き続き、メンタルヘルスやSOSの早期把握につながるよう、国や都、他自治体の動向などを参考に、１人１台端末等を活用したソフトの導入などについて検討してまいります。

⑮　学童保育の指導員の処遇と資質向上を進め、公設・民間の費用格差は親に責任を押し付けず、都型学童クラブを含め保育時間など多様なニーズに対応できる仕組みを整備すべきと思うが、伺う。

（答弁）

公設民営育成室の職員の処遇については、「放課後児童支援員等処遇改善事業補助金」により改善を図っているところです。

また、すべての育成室の職員を対象に定期的な研修を実施しております。加えて、民営の職員には、区職員による巡回指導を行っており、運営事業者とは、定期的に協議の場を設けております。今後もこれらの取組を通じて、職員の資質向上に努めてまいります。

なお、現時点において、育成室の保育時間延長については考えておりませんが、保護者の多様な就労形態等に鑑み、引き続き都型学童クラブの誘致を進めるとともに、利用料の軽減を含め、多様なニーズに対応できるよう努めてまいります。

6　主権者教育について

①　**地方政治では選挙の投票率低下や議員のなり手不足が全国で顕在化しており、特に、若年層での地方政治への無関心が懸念されている。文京区の子どもに「参政権」の意義は伝わっているのか、伺う。**

（答弁）

学校では、社会科の授業において、民主政治や政治参加について学習するとともに、児童会活動や生徒会活動に自主的に取り組むことで、地域や社会に参画する態度を育んでおります。

児童・生徒は、これらの取組をとおして、参政権の重要性について学んでおります。

②　**子どもの「知る権利」と「参加する権利」は、どうすれば保障できるか、伺う。**

（答弁）

子どもに限らず、すべての人々が「知る権利」と「参加する権利」の理念を十分に理解したうえで、尊重し、実践することが大切と考えております。

学校では、発達段階に応じて、授業等での話し合い活動や、共同活動を通して、その理解を深められるよう指導しております。

また、児童会や生徒会においては、自らの学校生活の充実と向上に向け、課題と感じていることについて調べ、自分たちに何が出来るかを話し合うなかで、これらの素養を育んでいます。

③　**「民主主義の学校」と言われる地方自治、そして、最も身近な政治の場である地方議会と、子どもの距離を縮めることが問題解決の第一歩と考えるがいかがか、伺う。**

（答弁）

学校では、地方自治の基本的な考え方を学んでおり、区民としての自治意識の基礎の育成に努めております。また、その実践として、区の課題などを考え、その解決策を話しあう授業などを行っております。さらに、国会の見学だけでなく、区議会の見学などを通して、地方自治が自分たちの身近なものと感じられるよう取り組んでおります。

④　**昨年末に閣議決定された「こども大綱」に書かれた「校則の見直し」はどう進めればよいか、伺う。**

⑤　**「生徒心得」のような校則以外の学校ルールを含めて、ホームページ等で公開している学校はどのくらいあるのか、伺う。**

（答弁）

校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識を醸成するためにも、児童・生徒自身が校則の見直しの過程に参画することが重要と考えております。

校則や学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自らその根拠や影響を考え、主体的に意見を表明することは、身近な課題を自ら解決するといった態度の涵養にもつながると考えております。

校則の見直しにあたっては、このような視点をもち進めていくことが大切と考えております。

なお、校則等については、区立中学校全校において、ホームページで公開しております。

⑥　文京区の区立学校のなかで、一般社団法人日本若者協議会の提言書に書かれているように、校則についてアンケートなどで生徒の意見を聞いたケースはあるか、伺う。

⑦　PTAや学校運営協議会等を交えて検討したケースはいかがか、伺う。

⑧　保護者や地域と生徒会が連携すれば、スムーズな見直しも可能になるのではないか、伺う。

（答弁）

昨年7月に実施された中学生サミット連絡会では、各学校でインタビュー、アンケートなどで収集した意見を踏まえ、生徒会で話し合いが行われ、まとめた内容が発表されました。参加した生徒が興味をもち多くの質疑応答がされており、各学校の生徒会活動に活かされているものと考えております。

なお、保護者会や学校運営協議会の場においても、校則等が話題にされることがあります。生徒会も含め、これらの機会を活用して、話し合い、校則の変更が必要とされた場合には、見直しを進めてまいります。

⑨　「学校で政治の話をするな」という誤った指導はないか。児童生徒が声を上げても「生意気だ」など合理的な理由なく校則見直しが進まないということはないか、伺う。

（答弁）

先程、ご答弁申し上げた通り、学校では、生徒会や地域を含め様々な機会を通じて、校則について話し合いが行われており、生徒の声を「生意気だ」とすることや、「学校で政治の話をするな」といった指導を、理由もなく行うことはないと認識しています。

引き続き、適切な指導と、必要な場合には校則等の見直しが行われるよう努めてまいります。

⑩　「生徒指導提要」の改訂版に記された「児童の権利に関する条約」の４つの一般原則、「差別の禁止」、「児童の最善の利益」、「生命・生存・発達に対する権利」、「意

見を表明する権利」は、児童生徒や教員にどのくらい周知されているのか。アンケートなどで意見を聞いてみてはいかがか、伺う。

（答弁）

四つの原則については、児童・生徒の発達段階に応じた理解が進むよう努めております。また、教員についても研修を実施するなど、理解の促進を図っております。

現時点で、児童・生徒、教員を対象としたアンケートを実施する考えはございませんが、引き続き、様々な教育の機会を捉え、これらの原則の理解促進に努めてまいります。